

日高市巾着田利用調整協議会規約

(名称)

第1条 本会は「日高市巾着田利用調整協議会（以下、「協議会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、巾着田及び巾着田周辺（所在：日高市大字高麗本郷地内、大字梅原地内、大字栗坪地内、大字台地内、大字清流地内）において、市民や民間の創意工夫により、高麗地区の豊かな自然環境を大切にしながら活用するために河川等を占用することについて、地域の合意形成を図り、活性化拠点を創造することを目的として設置する。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は、残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

3 協議会には、会長（1名）、副会長（2名以内）を置き、委員の互選により定める。会長、副会長の任期や再任については、委員と同様の定めとする。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、事業の企画立案や方針決定、報告案件がある場合、会長が招集する。

2 会長は、会議の内容に応じ、必要と認めるときは、アドバイザーの出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 協議会の議決は、出席した委員の過半数を以って決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 会長は、巾着田及び巾着田周辺の活性化や利活用に関する調査研究をするため、協議会の下部組織として、部会を設置することができる。

2 部会の設置は委員が発議し、その可否は本規約第4条の定めに則り決する。

3 部会は部会員をもって構成する。

4 部会員の選定に関する事項は、委員の発議に基づき個別に定める。

5 部会には、リーダー（1名）とサブリーダー（2名以内）を置き、リーダーは委員の互選により定める。また、サブリーダーは部会員による互選により定める。

6 リーダーは、部会を代表し会務を総理するとともに、協議会から求めがあった際には、活動の報告や提言を行う。

7 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故等あるときは、その職務を代理する。

8 部会は、次の事項を課題として取り扱う。

- (1) 河川の利活用に関すること
- (2) 環境の保全に関すること
- (3) 地域の課題に関すること
- (4) 地域における合意形成や理解促進に関すること
- (5) その他会長が必要と認める事項

(施設使用者選定等委員会)

第6条 協議会は、施設使用者の選定等における公平性、透明性を確保するため、日高市と協議の上、会長の指名する委員をもって構成する施設使用者選定等委員会を設置するものとする。

2 施設使用者選定等委員会は、次の事項について協議し決定するものとする。

- (1) 施設使用者の募集方法及び出店条件等に関すること
- (2) 施設使用者の選定に関すること
- (3) 施設使用者の契約解除等に関すること
- (4) その他会長が必要と認める事項

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、日高市とし、当該事務局の庶務は日高市産業振興課（日高市大字南平沢 1020 番地）で行う。

(その他)

第8条 この規約に定めのない事項については、会長が協議会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、令和5年7月12日から施行する。

日高市商工会
日高市観光協会
(一社)巾着田管理事務所
巾着田サポーターズクラブ
高麗コミュニティ会議
埼玉女子短期大学
埼玉西部漁業協同組合高麗支部
元宿区
台区
梅原区
栗坪区
久保区
清流区
栗坪上組親睦会
埼玉県河川環境課
埼玉県飯能県土整備事務所
日高市環境課
日高市産業振興課

